



**この植物を植えたり、
拡げたりすることは、
禁止されています。**



オオキンケイギクは、「特定外来生物」です！

5月～7月頃にかけて、鮮やかな黄色の花を着けるオオキンケイギクは、全国各地の道端や河原などでよく見かけます。

しかし、きれいな花だからといってご自宅のお庭や花壇に植えては、絶対にいけません！

オオキンケイギクは、日本の生態系に重大な影響をおよぼすおそれがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定され、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。

宇都宮市環境保全課

「特定外来生物」とは？

「特定外来生物」とは、外来生物法（正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）により、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物です。

外来生物法では、特定外来生物に指定された生物を飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことなどを原則禁止しています。

罰則

これらの項目に違反した場合、最高で個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

なぜオオキンケイギクが「特定外来生物」に指定されたのか？

北米原産のオオキンケイギクは、強靱で冬季のグランドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないという理由で、緑化のため道路の法面などに利用されたり、ポット苗としても生産・流通されていました。

しかし、あまりの強靱さのために一度定着すると、在来の野草を駆逐し、辺りの景観を一変させてしまう性質を持っています。

人の手でこれ以上拡げないようにするため、環境省では、平成18年2月、「特定外来生物」に指定しました。

オオキンケイギク

学名：Coreopsis lanceolata

北アメリカ原産

特徴：多年生草本

高さ30～70cm程度。

葉は、茎の下の方に着き、両面に粗い毛がある。花期は5月～7月頃。直径5～7cmの橙黄色の頭状花を着ける。

オオキンケイギクを処理するときの注意

■少量を処理する場合

ご自宅のお庭に生えている場合など、少量を処理するときは、根から引き抜き、その場で拡げないように2～3日天日にさらすなど枯死させた後、ビニール袋などに密閉して燃えるごみとして処分しましょう。

■大量に処理する場合

自治会や団体の活動などで、大量に処理する場合は、環境保全課にお問い合わせください。生きたままの器官や種子を移動させることは、外来生物法で禁止されているので、処分方法についてアドバイスさせていただきます。

その他の「特定外来生物」や外来生物法について知りたい方は、環境省のホームページの「外来生物法」をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

お問い合わせ先

宇都宮市環境保全課
宇都宮市旭1-1-5

TEL：028-632-2405
FAX：028-635-4922